

<資 料>

## 改正育児・介護休業法に関する サイト集

軽 部 恵 子

キーワード：改正育児介護休業法，ワーク・ライフ・バランス，少子化対策，  
内閣府，厚生労働省

2010年6月30日，改正育児・介護休業法が施行された。常時100人以下の労働者を雇用する事業主に対する子育て期の短時間勤務制度，所定外労働の免除の義務化，介護休暇制度の創設は2012（平成24）年7月1日から施行されるが，それでも今回の改正は大規模なものである。本稿では育児休業に限って改正点をみていくが，その理由は，著者の長年の研究テーマである女性差別撤廃条約との関連がとくに大きいからである。

育児休業に関する主な改正点は，全部で7項目ある。政府が一般広報用に作成した文書，政府広報オンライン「男性も育児休業を取りやすく！改正育児・介護休業法がスタートします。」（<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201006/4.html>，2010年7月20日）にわかりやすく図とともに解説されているが，要旨は次のとおりである。

- (1) 3歳未満の子どもがいる労働者に1日原則6時間の短時間勤務制度を義務化する。
- (2) 3歳未満の子どもがいる労働者が希望した場合，所定外労働（時間外労働，休日労働）を免除する。
- (3) 就学前の子どもがいる労働者は，一律年5日から子ども1人の場合に年5日，2人以上の場合は年10日，子の看護休暇を取得できる。

- (4) 母親と父親がともに育児休業を取得する場合、取得できる期間を、産後1年間(母親は産前産後休業と合わせて1年間)から、子どもが1歳2か月に達する時まで延長する。
- (5) 父親が子の誕生から8週間以内に育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても2回目の育児休業を取得できる。
- (6) 配偶者が専業主婦(夫)である、または育児休業中である場合に、労使協定によって使用者は労働者本人からの育児休業の申請を拒める制度が廃止され、すべての父親が必要に応じて育児休業を取得できる。
- (7) 育児休業期間中の給付が、雇用保険の「育児休業給付金」として、休業開始時の月額賃金の50%が支給される。

これらの改正点は、法の目的から3つに分類することができる。はじめに、(1)(2)は労働者である母親と父親双方の労働時間を短縮し、とくに母親による育児と仕事の両立を目指す。次に、(3)は子どもの看護休暇を拡充し、発熱、予防接種など、子どもの病気等で何かと休まざるを得ない親の負担を減らすことを目指す。子どもが病気になると、労働者は有給休暇を取って看病をし、あるいは、残業・休日労働等の所定外労働をせずに子どもを病院へ連れていく必要がある。その結果、母親である女性労働者が出産を機に退職する、あるいはパートなどの非正規労働に切り替えることが多い。最後に、(4)－(7)は父親の育児休業の取得促進を目指す。これにより、母親が育児と仕事を両立するだけでなく、父親が子育てへの参画を容易にし、男性が家族の一員として喜びを味わい、父として夫として責任を果たせるようになる。

1991年に育児休業法が初めて制定された大きな理由は、1981年採決の国際労働機関(ILO)の第156号条約を批准するためであった。同条約は、正式名称を「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約」といい、1981年6月23日に第67回ILO総会に採択され、1983年8月11日に効力発生した。この条約は、男女双方の労働者が家事・育児などの家族的責任を分担することで、男女が雇用における機会均等と待遇

の均等を得ることを目的とする。ちなみに、政府、使用者、労働者の代表が出席する三者構成 ILO の条約には、批准に際して留保（条約の一部適用除外）を付すことが禁じられている。条約に規定された義務を遵守できる見込みがなく、ゆえに条約を批准できない国のために、ガイドラインとして条約の同じ内容の勧告案が条約案と同時に採択される。ILO 第156号条約の場合、ILO 総会で第165号勧告が同時に採択されていたが、日本政府は条約批准の道を選び、1995年6月9日に批准した。

日本政府が ILO 第156号条約の批准を決意したのは、1979年12月に国連総会で採択された女性差別撤廃条約の批准が背景にあった。同条約を批准するため、1984年6月に男女雇用機会均等法が国会で成立し、翌年の4月1日から施行された。この法律が、女性の職場進出の可能性を広げ、四年制大学への女子学生の進学を後押ししたのは周知の通りである。その後、いわゆるバブル経済の到来で人手不足が発生した。女性や外国人の雇用促進が進み、企業内保育所も設置されるなど、女性が出産後も仕事を続けられる環境が整備されるかにみえた。

しかし、1991年にバブル経済が崩壊すると、男女労働者ともに解雇の対象となった。正規雇用が削減され、アルバイト、パート、派遣、契約、請負等の非正規雇用が増えた。均等法施行後に女性の高学歴化・晩婚化が進んでいたが、景気悪化により若者全体の非婚化が急速に広がった。一方、雇用を維持した者も、リストラ（注・日本語ではもっぱら「人員削減」の意味で使われるが、英語の restructuring は「再編成」も意味する）により、以前より少ない労働者の数で同じ量の仕事、あるいは以前より多くの仕事をこなすことが求められた。

2008年9月にアメリカの大手投資銀行・証券会社リーマン・ブラザーズが破綻すると、一気に1929年の世界恐慌以来といわれる金融危機が始まった。その後、バブル経済崩壊後にも増して厳しい雇用環境が発生した。派遣契約の打ち切りにより、仕事のみならず、社宅である住居を即座に失う派遣労働者が続出したため、2008年12月に都内で「年越し派遣村」が設立された。また、育児休業を申請した女性労働者に対し、上司が退職を勧奨

する、あるいは要求する「育休切り」が急増した。もちろん、退職勧奨に応じない女性労働者には、本人の希望に沿わない配置転換、育児との両立が困難になる遠隔地への転勤が決定されるのはいうまでもない。そして、労働者の望まない人事異動によって生じる不便さは、本人が受忍すべき範囲内とされかねない（「ケンウッド事件」平成12年1月28日最高裁三小判決，事件番号平成8年(オ)第128号，『労働判例』第774号を参照）。

育児休業の取得を促進するためには、男女双方の労働時間の短縮と育児休業の取得による不利益の防止が大前提となる。しかし、1991年のバブル経済の崩壊以降、リストラと非正規雇用の増大、「成果主義」に基づく労働強化、80年に1度の金融危機による景気低迷と、女性労働者は「育休切り」の恐怖に直面している。このような状態で、男女労働者が安心して結婚し、2人以上の子どもを生き育てるとは考えにくい。

ここ数年、日本政府は労働者が仕事と家庭を両立させる「ワーク・ライフ・バランス」(work-life balance)という概念を打ち出し、育児休業取得の促進を図ってきた。だが、企業にとっては、グローバル化で人件費が格安の海外市場と競争し、急激な円高でさらなる打撃を受けている今、手厚い福利厚生はできればしたくないのが本音であろう。政府、企業、労働者が少子化に対する三者三様の立場を持つが、政府の吹く笛に対して企業と労働者が容易に踊らないという、少子化対策の「ミスマッチ」が20年近く続いている。

本稿は、日本の労働者が真のワーク・ライフ・バランスを享受し、仕事と家庭の両立を実現できる方策を検討するため、労働者をめぐる法律、制度、政府の施策などを整理したものである。少子化およびワーク・ライフ・バランスに関する文書は、①日本政府、②経済団体、③労働組合、④人権団体、⑤研究所が多数まとめ、それぞれの主張を展開している。日本政府の諸機関で、少子化およびワーク・ライフ・バランスに関わっている省庁は、内閣府男女共同参画局、厚生労働省、文部科学省、および建設省（当時。一部が国土交通省に引き継がれる）があるが、本稿では改正育児・介護休業法の主眼に絞り、内閣府と厚生労働省に限定した。経済団体と

しては、日経連の諸文書を取り上げた。研究所は、生命保険会社の運営するところが多いが、少子化、家族のあり方、ワーク・ライフ・バランスを研究し、研究員によるすぐれた論文や報告書が多数発表されている。

そもそも、1991年に制定された育児休業法は、男女双方の労働者が仕事と家庭の責任（親として、配偶者として）を支障なく果たせるよう、国際条約の基準に従うために設けられた。その根底には、幸せな家庭を築きたいという人間の基本的な願いがある。少子化の問題には経済学者、労働法学者、人口学者、社会学者など、色々な分野の研究者が取り組んでいるが、日本政府の取組は経済的な側面が強いようである。育児休業を取得したい男女労働者が転勤・人事考課面や解雇等の不利益を恐れて休業を申請しない、あるいはできない状況をまず変えるべきではないか。政府の目標は、育児休業取得率を上げるのではなく、取得率を上げて国民の幸福と福祉を向上させることのはずである。

育児休業、とくに父親による休業の長さは様々である。2010年10月20日、大阪府箕面市の倉田哲郎市長（36歳）が、16日間の育児休業を取得すると明らかにした（出典：<http://mainichi.jp/select/wadai/news/20101021k0000m040093000c.html>, 2010年10月27日アクセス）。同月26日、広島県の湯崎英彦知事（45歳）が第三子を得たのを機会に、全国では知事として初めて育児休業を取得した（出典：<http://mainichi.jp/life/edu/child/news/20101027ddn041010008000c.html>, 2010年10月27日アクセス）。その長さは40分で、子どもと対面を果すためのものだった（同）。一方、男性の子育て参加が進む欧州連合（EU）では、出産休暇を20週以上にするよう決定した。最も長いスウェーデンが75週、ベルギーとドイツは15週以下で、現在は16-19週の国が多い。20週以上が実現可能か、疑問の残るところである。

育児休業の取得が普及するには、個人の生き方のみならず、社会・経済のあり方を変えていく必要がある。育児休業は法律上の労働者の権利だが、実際は「かつかつ」の人員で業務を行っている職場の場合、上司や同僚たちの合意を得るのはたやすくはない。とくに、男性の場合は難しい。それ

でも、2010年10月5日に放送されたNHK総合「クローズアップ現代 “イクメン”で行こう！ 男の育児が社会を変える」([http://cgi4.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail.cgi?content\\_id=2944](http://cgi4.nhk.or.jp/gendai/kiroku/detail.cgi?content_id=2944) を参照)でも紹介されたように、育児休業を希望する男性が決して少数派ではなくなってきたことは確かである。

(注) 日本政府の法律英訳サイトに掲載された改正育児・介護休業法の英訳が非常に長いため、本稿の英文タイトルに用いた改正育児・介護休業法の英訳は、財団法人21世紀職業財団の用いた英訳などを参考に、筆者が簡略化したものである。

<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/law/detail/?ft=1&re=01&dn=1&co=01&ky=%E8%82%B2%E5%85%90%E4%BC%91%E6%A5%AD&page=5,2010>年10月31日アクセス。

[http://www.jiwe.or.jp/english/law/law4\\_2\\_3.html](http://www.jiwe.or.jp/english/law/law4_2_3.html), 2010年12月1日アクセス。

#### <参考文献>

- ・ 田代弘子 (BusinessWeek 誌, 東京支局記者) 「日本企業, 少子化対策に重い腰を上げる——子育て支援に積極的な企業が増加」, 米国時間2009年7月22日更新  
<http://business.nikkeibp.co.jp/article/world/20090728/201052/>
- ・ 松田茂樹 「両立支援は企業の業績を向上させるのか？」 (2008年1-2月) 第一生命経済研究所ホームページ Life Design Report からアクセス可。  
[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/m\\_index.html](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/m_index.html)
- ・ 松田茂樹 「男性の育児休業取得はなぜ進まないか」 (2006年11-12月) 第一生命経済研究所ホームページ Life Design Report からアクセス可。  
[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/m\\_index.html](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/m_index.html)
- ・ 松田茂樹 「コンパクトな保育所の普及促進を」 (2010年4月) 第一生命経済研究所ホームページ Life Design Report からアクセス可。  
[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/m\\_index.html](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/report/m_index.html)

## ＜参考文献＞

- ・天野馨南子「『育休切り』を斬る——社会がワーク・ライフ・バランスを勝ち取るために」「研究者の目」ニッセイ基礎研究所レポート2009年6月18日  
[http://www.nli-research.co.jp/report/researchers\\_eye/2009/eye090618.html](http://www.nli-research.co.jp/report/researchers_eye/2009/eye090618.html)
- ・小山正之「進まぬ少子化対策」  
 ※ホームページへの記載は2010年4月。  
<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/view/fov1004.pdf>
- ・「改正育児・介護休業法に関する Q & A 集」『労政時報』2010年4月23日
- ・権丈英子「国際比較からみる日本のワーク・ライフ・バランス」『ジュリスト』No. 1838 (2009.8-1-15), 16-18頁
- ・杉井静子「ケンウッド事件での裁判官の『常識』を問う」『法学セミナー』No. 547 (2000年7月)
- ・「特集 改正育児・介護休業法 判例編 育児休業・復帰をめぐるトラブル」『月刊人事労務』2010年1月号
- ・「特集 改正育児・介護休業法 育児・介護休業法の改正と不利益取扱いについて」『月刊人事労務』2010年1月号
- ・永瀬伸子「少子化対策として必要な非正規雇用者に対する社会的保護」『週刊社会保障』No. 2539 (2009年7月20日)
- ・『Business Labor Trend』2009年9月号「特集 女性が働き続けるうえで  
の課題——男女賃金格差と結婚後・育児期の就業を中心に」
- ・廣川明子「改正育児介護休業法対応の現場から～短時間勤務制度導入の課題」(2010年7月7日掲載)  
<http://www.dir.co.jp/souken/consulting/researcher/insite/100707.html>  
 (2010年7月20日アクセス)
- ・深谷信夫「ケンウッド事件と東亜ペイント事件最高裁判決(上)」『労働法律旬報』No. 1409 (1997年6月10日)
- ・増田雅暢「『子ども手当』を考える」『週刊社会保障』第2543号 時事評

論2009年8月17日号 ※掲載紙の原稿とは若干の相違点がある。

[http://www5f.biglobe.ne.jp/~mmasuda/ronbun/0908\\_jiji\\_8.html](http://www5f.biglobe.ne.jp/~mmasuda/ronbun/0908_jiji_8.html)

・増田雅暢「再度『子ども手当』を考える」『週間社会保障』第2553号

時事評論2009年11月2日号 ※掲載紙の原稿とは若干の相違点がある。

[http://www5f.biglobe.ne.jp/~mmasuda/ronbun/0911\\_jiji\\_1.html](http://www5f.biglobe.ne.jp/~mmasuda/ronbun/0911_jiji_1.html)

・増田雅暢「なぜ少子化対策が効果を発揮しないのか——ニーズに即した

総合的な政策の展開を」『明治安田生活福祉研究所調査報』通巻70号、

vol. 18, no. 2 (2009年) ※掲載紙の原稿とは若干の相違点がある。

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~mmasuda/> から PDF 版にアクセス可。

・の場康子「改正育児・介護休業法に期待すること」Life Design Report,

Winter 2010.1 ※ホームページへの掲載は2009年11月。

<http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/watching/wt0911.pdf>

## Ⅰ 少子化対策に関連する法律・条約等

### 1. 法律

(1) 厚生労働省法令等データベース

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/>

育児介護休業法, 男女雇用機会均等法, パートタイム労働法, 次世代育成支援対策推進法について法律, 規則などが調べられる。

(2) 男女共同参画基本法

<http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html>

### 2. 条約などの国際文書

(1) 女子差別撤廃条約 (女性差別撤廃条約)

採択 1979年12月18日 (国連第34回総会)

効力発生 1981年9月3日

日本批准 1985年7月25日

外務省「女子差別撤廃条約」



<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/>

国連女性差別撤廃委員会第29会期（2003年6-7月）

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/cedaws29.htm>

国連女性差別撤廃委員会第44会期（2009年7-8月）

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/cedaws44.htm>

※2009年7月の第44会期女性差別撤廃委員会で、日本政府第6次報告が検討された。前回第29会期（2003年7月）の日本政府第4-5次報告検討に引き続き、間接差別の問題が厳しく指摘された。詳細は、拙稿「女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府報告と女性差別撤廃委員会の最終コメント」『桃山法学』第9号（2007年3月）および「女性差別撤廃条約の実施状況に関する日本政府第6回報告と日本のNGO」『桃山法学』第16号（2010年11月）を参照。

(2) 1981年の家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約（ILO 第156号条約）

採択 1981年6月23日（第67回 ILO 総会）

効力発生 1983年8月11日

日本批准 1995年6月9日

概要と日本語訳（公定訳）

[http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st\\_c156.htm](http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_c156.htm)

英語正文

<http://www.ilo.org/ilolex/cgi-lex/convde.pl?C156>

(3) 1981年の家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する勧告（ILO 第165号勧告）

概要と日本語訳（公定訳ではない）

[http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st\\_r165.htm](http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/st_r165.htm)

英語正文

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/r165.htm>

## II 政府の政策文書等

### 1. 内閣府

#### (1) 内閣府男女共同参画局

<http://www.gender.go.jp/>

##### (i) 「ワーク・ライフ・バランス」

[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/wlb.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/wlb.html)

##### (ii) 「仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進ホームページ」

<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>

##### (iii) 「仕事と生活の調和推進官民トップ会議について」

<http://www.8.cao.go.jp/wlb/government/top/index.html>

##### (a) 「ワーク・ライフ・バランス憲章」

[http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier\\_html/20html/charter.html](http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/charter.html)

##### (b) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」

[http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier\\_html/20html/indicator.html](http://www8.cao.go.jp/wlb/government/20barrier_html/20html/indicator.html)

##### (c) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成22年6月29日決定）（概要）」

<http://www.8.cao.go.jp/wlb/government/pdf/gaiyou.pdf>

##### (iv) 「ひとつ働き方を変えてみよう！『カエル！ ジャパン』」

[http://www8.cao.go.jp/wlb/change\\_jpn/index.html](http://www8.cao.go.jp/wlb/change_jpn/index.html)

#### (2) 少子化と男女共同参画

[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/syosika.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/syosika.html)

#### (3) 男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/syosika/index-sy.html>

## (4) 内閣府少子化対策支援室

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/index.html>

## (i) 少子化対策について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/01about/about.html>

## (ii) 「もっとくわしく知りたい」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/motto000.html#top>

## (iii) 「公表資料の紹介」

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/02kouhyou/kouhyou001.html>

## (iv) 予算・税制

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/12budget\\_tax/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/12budget_tax/index.html)

## 2. 厚生労働省

※章ごとに取り出せるアイコンがホームページ上に付いているが、全体版のみ掲載した。

## (1) 「育児・介護休業法の改正について」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## (i) 改正法の概要

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/090701-3.pdf>

## (ii) 改正法のあらまし（平成22年2月26日更新）※

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## (iii) 就業規則の規定例 PDF 版（平成22年2月25日更新）※

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## (iv) 改正育児・介護休業法に関する Q &amp; A

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## (v) 改正育児・介護休業法参考資料集※

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## (2) 改正法パンフレット（略）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

## (3) 改正法関係条文等

- (i) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>
- (ii) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（抄）  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>
- (iii) 子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1s.html>
- (iv) 通達（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について）※  
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/dl/tp0701-1l.html>
- (4) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（抄）（平成3年労働省令第25号）」  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/houritu/4.html>
- (5) 「イクメンプロジェクトについて」  
<http://www.ikumen-project.jp/index.html>
- (6) 「雇用均等・両立支援・パート労働情報～男女が能力を十分に発揮することができる社会を目指して～」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/index.html>
- (7) 『『短時間正社員制度導入支援ナビ』がオープンしました!!』（厚生労働省発表，平成20年12月1日）  
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/h1201-1.html>
- (8) 「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について」  
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>
- (9) 「現下の雇用労働情勢を踏まえた妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い事案への厳正な対応等について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/h0316-2.html>

(i) 資料1 「労働者からの相談及び指導等の状況」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/dl/h0316-2a.pdf>

(ii) 資料2 「妊娠・出産，産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い事案への厳正な対応等について」  
(平成21年3月16日付け地発第0316001号，雇児発第0316004号)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/dl/h0316-2b.pdf>

(iii) 資料3 「妊娠・出産，産前産後休業，育児休業等を理由とする不利益な取扱いに係る参照条文」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/dl/h0316-2c.pdf>

(iv) 資料4 「事業主の皆様へ」(雇用均等・児童家庭局作成リーフレット)

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/dl/h0316-2d.pdf>

(v) 資料5 「都道府県労働局雇用均等室一覧」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/dl/h0316-2e.pdf>

### III 白書・調査・統計等

#### 1. 内閣府

##### (1) 白書

(i) 『男女共同参画白書』(概要版) 平成22年版

<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/gaiyou/index.html>

(ii) 『男女共同参画白書』平成22年版

<http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/top.html>

(iii) 『仕事と生活の調査(ワーク・ライフ・バランス) レポート2009』

<http://www8.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/report-09/gaiyo.html>

(iv) 内閣府『子ども・子育て白書』(旧『少子化社会白書』) 平成22年版

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/whitepaper/index-w.html>

(2) 調査

(i) 男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会

[http://www.gender.go.jp/main\\_contents/category/syosika.html](http://www.gender.go.jp/main_contents/category/syosika.html)

このページから、以下の調査結果等が入手できる。

- ・少子化と男女共同参画に関する提案（平成18年5月）
- ・少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書（平成17年9月）
- ・少子化と男女共同参画に関する社会環境の国内分析報告書（平成18年9月）
- ・管理者を対象とした両立支援策に関する意識調査（調査結果概要）（平成17年5月）
- ・両立支援・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進が企業等に与える影響に関する報告書（平成18年12月）

(ii) 内閣府 少子化社会対策に関する調査等

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/cyousa/cyousa.html>

2. 厚生労働省

(1) 統計一覧

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/gaiyo/r-koyou.html>

(i) 厚生労働省「平成20年度雇用均等基本調査」

<http://www.mhlw.go.jp/za/0818/d02/d02.html>

(ii) 厚生労働省「平成21年度雇用均等基本調査」

<http://www.mhlw.go.jp/za/0818/d02/d02.html>

(2) 白書

(i) 『平成21年版 働く女性の実情』

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/josei-jitsujo/09.html>

(ii) 『労働経済白書』

平成20年版 労働経済の分析——働く人の意識と雇用管理の動向

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyoy/roudou/08-2/index.html>

(3) 調査

- (i) 文部省・厚生省・労働省・建設省「過去の報告書等における少子化の影響分析について」(平成6年12月16日)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0614-3b.html>

- (ii) 「過去の報告書等における少子化の影響分析について」(平成14年6月14日)

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0614-3b.html>

## IV 各種団体

### 1. 独立行政法人・財団法人

- (1) 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

<http://www.jil.go.jp/>

- (2) 財団法人 女性と仕事の未来館

<http://www.miraikan.go.jp/>

- (3) 財団法人 労働科学研究所

<http://www.isl.or.jp/>

- (4) 財団法人 21世紀職業財団

<http://www.jiwe.or.jp/>

### 2. 日本経団連

※(9)と(10)は内閣府ホームページ内に掲載されている。

- (1) 『『少子化対策プラスワン』における法的整備について』(2002年12月9日)

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2002/079.html>

- (2) 「産業界・企業における少子化対策の基本的取り組みについて」(2006年5月10日)

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2006/028/index.html>

- (3) 「少子化対策への総合的な対応を求める」(2007年3月20日)

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/018.pdf>

- (4) 「ワーク・ライフ・バランス推進に関する日本経団連の基本的考え方」(2007年4月20日)

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/wlb/siryowlb04-2.pdf>

- (5) 「子育てに優しい社会づくりに向けて」(2007年11月20日)

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/096.html>

- (6) 「税・財政・社会保障制度の一体改革に関する提言」(2008年10月2日)

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/068/index.html>

- (7) 「少子化対策についての提言」(2009年2月17日)

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/012/honbun.html>

- (8) 「新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン(仮称)』に対する意見」(2009年11月24日)

<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/103.html>

- (9) 「子ども・子育て新システムに関わる日本経団連の考え方」(2010年4月7日)

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/k\\_5/pdf/s2-1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/k_5/pdf/s2-1.pdf)

- (10) 「子育てに優しい社会に向けた取り組みのお願い——『家族の日』・『家族の週間』における国民運動への協力」(2010年9月14日)

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kazoku/keidanren.html>

### 3. 労働組合・弁護士会等

- (1) 日本労働組合総連合会(連合)

- (i) 「つくろう! 男女雇用平等法」

<http://www.jtuc-rengo.or.jp/gender/houritsu/byoudou/index.html>

- (ii) 「男女が働きやすい職場をめざして——セクハラをなくそう」

<http://www.jtuc-rengo.or.jp/gender/houritsu/sekuhara/index.html>

- (iii) 「2009年改正育児・介護休業法」

[http://www.jtuc-rengo.or.jp/gender/houritsu/ikuji-kaigo\\_kyugyou/index.html](http://www.jtuc-rengo.or.jp/gender/houritsu/ikuji-kaigo_kyugyou/index.html)



- (iv) 「次世代育成・子育て支援」  
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/jisedai/index.html>
- (v) 「目指そう『ワーク・ライフ・バランス社会』」  
<http://www.jtuc-rengo.or.jp/kurashi/worklifebalance/index.html>
- (2) 全国労働組合総連合（全労連）
  - (i) 「次世代育児支援対策推進法・改正育児介護休業法の活用を」  
[http://www.zenroren.gr.jp/jp/jyosei/2010/pdf/100114\\_01.pdf](http://www.zenroren.gr.jp/jp/jyosei/2010/pdf/100114_01.pdf)
  - (ii) 「女性」  
<http://www.zenroren.gr.jp/jp/jyosei/index.html>
  - (iii) 「育児・介護休業法が改正されます！」  
<http://www.zenroren.gr.jp/jp/jyosei/index.html>
  - (iv) 全労連事務局長 小田川義和「談話 実効ある育児介護休業法の改正を——『仕事と家庭の両立支援策の充実について』の建議にあたって」(2008年12月25日)  
<http://www.zenroren.gr.jp/jp/opinion/2008/opinion081226.html>
  - (v) 全労連事務局長 小田川義和「談話 改正育児介護休業法の成立にあたって」(2009年6月24日)  
[http://www.zenroren.gr.jp/jp/opinion/2009/opinion090703\\_01.html](http://www.zenroren.gr.jp/jp/opinion/2009/opinion090703_01.html)
  - (vi) 全労連事務局長 小田川義和「談話 実効ある育児介護休業法の改正を——『育児介護休業法改正法案要綱』の閣議決定にあたって」(2009年4月21日)  
[http://www.zenroren.gr.jp/jp/opinion/2009/opinion090427\\_01.html](http://www.zenroren.gr.jp/jp/opinion/2009/opinion090427_01.html)
- (3) 日本弁護士連合会
  - (i) 「時間外・休日・深夜労働について男女共通の法的規制を求める決議」(1997年10月23日)  
[http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr\\_res/1997\\_2.html](http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/hr_res/1997_2.html)
  - (ii) 「労働者派遣法の今国会での抜本改正を求める意見書2010」  
<http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/100219.html>
- (4) 日本労働弁護団 (Labour Lawyers Association of Japan) リンク集

<http://roudou-bengodan.org/link/>

4. 研究所等 (アイウエオ順)

(1) イマドキ家族研究所

<http://www.imadoki-lab.com/about/index.html>

(2) 社会政策学会リンク集 (国内)

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/sssp/sssplinks.htm>

(3) 第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部

[http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/ldn\\_index.html](http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/ldn_index.html)

(4) 電通総研

<http://www.dentsu.co.jp/di/index.html>

(5) 東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部

[http://www.tbr.co.jp/div\\_wlb/index.html](http://www.tbr.co.jp/div_wlb/index.html)

(6) ニッセイ基礎研究所

<http://www.nli-research.co.jp/>

(7) 日本労働法学会 リンク

<http://wwwsoc.nii.ac.jp/jlla/contents/link.html>

(8) 博報堂生活総研

<http://seikatsusoken.jp/>

(9) 法政大学大原社会問題研究所

<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/>

(10) 明治安田生活福祉研究所

<http://www.myilw.co.jp/>

以 上